よくあるご質問　－受給者の方へ－

Q１	（住所/氏名/受取口座）を変更する場合はどのような手続きが必要ですか。	住所・氏名変更につきましては、ホームページから届出用紙を印刷していただき、JJK までご提出ください。 （ＨＰ掲載場所）https://www.jjk.or.jp/benefit/personal.html ※氏名変更の場合は、「氏名の変更に関する市区町村長の証明書（戸籍謄本や婚姻受理証明書など）」を添付いただく必要があります。 受取口座を変更される場合は、JJK へご連絡いただきますようお願いいたします（届出用紙をお送りいたします）。
Q２	老齢給付金の支払い回数を教えてください。	原則として年４回（3、6、9、12 月）支払となります。 ただし、2017 年 7 月 1 日以前に JJK の加入資格を喪失されている方は、支払回数が異なる場合がありますので、JJK へお問合せください。
Q３	JJK から年金を受けている場合は、確定申告が必要ですか。	JJK から年金を受けている方は、源泉徴収税額と各種控除を適用して算出される税額の差額分を清算する必要があるため、確定申告が必要となります。 ただし、公的年金等の収入金額が 400 万円以下かつ年金以外の他の所得金額が 20 万円以下の方につきましては、原則、確定申告は免除となります。確定申告の詳細につきましては、国税庁ホームページをご覧いただくか、お近くの税務署へお問合せください。
Q４	「源泉徴収票・年金送金通知書」に記載されている年金額は年額ですか。	年額が記載されています。 なお、年金支給額の多少にかかわらず、7.6575%の所得税が源泉徴収されます。
Q５	源泉徴収票はいつ頃送付されますか。	毎年 12 月下旬頃から、当年分の源泉徴収票を順次発送いたします。 （確定申告開始の２月 15 日までに到着するように発送しております）。
Q6	年金受給中に本人が亡くなった場合、親族はどのような手続きが必要ですか。	まずは JJK 業務第一課までご連絡ください。（連絡先：03-3546-5131） 「死亡日」「連絡者（請求者）と受給者の関係性」に応じて、請求書（死亡届または未支給給付請求書など）を送付いたしますので、必要事項を記入の上、添付書類を添えて JJK にご提出ください。